

鳩山町地域おこし協力隊 募集要項

鳩山町

鳩山町は、都心から約 50 キロメートルの通勤圏内に位置しながらも、豊かな自然と昔ながらの里山風景の残る町です。人口は約 12,500 人、面積は約 25 平方キロメートルと小さな町ではありますが、65 歳以上の健康寿命ランキングでは、埼玉県内でも長年上位を獲得しており、元気な高齢者が多く暮らしています。また、南比企窯跡といった歴史的な資源や、JAXA の地球観測センターといった文化的な資源など、様々な面で恵まれた魅力あふれる町となっています。

今回は、そんな鳩山町の魅力的な農産物(大豆やあんず等)を用いた新たな名産品開発や農業の振興に関する活動、町の魅力を SNS 等で発信するなど、幅広く活躍していただく地域おこし協力隊を募集いたします。

1 募集内容

地域住民や関係団体、行政等と協働し、地域の魅力の発掘や情報発信の推進など柔軟に活動していただきます。

【主な活動内容】

- ① 上熊井農産物直売所の運営協力
 - ・地域の情報発信
 - ・農業の振興に関する活動
 - ・町内事業者や地域の方と連携した新規事業の企画立案 等
- ② 鳩山あんず栽培加工組合への協力
 - ・栽培・収穫・販売協力
 - ・ふるさと納税返礼品拡充のための開発協力 等
- ③ 体験型観光商品及び地域資源の開発
 - ・町内事業者や地域の方と連携した商品開発
 - ・体験型観光商品及び地域支援の広報、販売、運営 等

2 応募条件

(1)応募対象

次の要件を全て満たす方を対象とします。

- ①埼玉県内を除く他の市区町村(国が定める地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表で定めた政令指定都市以外の条件不利地域を除く。)から本町に住民票を異動することに了承する方
※委嘱前に本町に定住又は定着している方(既に住民基本台帳に記録されている者等をいう。)を除く。
- ②自らの意思及び責任において活動を実施できる方

- ③自らの力で生活を維持することができる方
- ④心身ともに健康で、活動に意欲と情熱があり、かつ、隊員としての活動終了後も町内に定住し、就業や起業する意思のある方
- ⑤普通自動車運転免許を有している者又は普通自動車運転免許を取得する意思のある方
- ⑥次のいずれにも該当しない方
 - ア 鳩山町暴力団排除条例(平成 24 年条例第 15 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められる方
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、鳩山町暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は暴力団員を利用するなどしたと認められる方
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる方
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる方
- ⑦前各号に掲げるもののほか、町長が別に定める要件を満たす方

(2)募集人数

1人

3 契約条件

(1)身分及び契約形態

鳩山町が地域おこし協力隊として委嘱し、業務委託契約を締結します。
委託契約締結後は、上熊井農産物直売所「ちょっくま」等で勤務いただきます。
※いずれの組織とも雇用関係はありません。

(2)勤務時間等

上熊井農産物直売所「ちょっくま」と協議の上、町から示された業務を推進できるようにご自身でマネジメントしていただきます。

(3)任用期間

令和8年 10 月(予定)～令和9年3月
(活動成果に基づく能力の実証により更新可能 ※更新上限期間有)

(4)委託料

月額 29 万 1,666 円(消費税及び地方消費税含む。)
※月ごとの活動報告に基づき月額にて支給します。

(5)活動費

年額 98 万円程度

※月ごとの報告に基づき月額にて実費精算します。

※上記の金額は、10月～3月の6か月間の金額になります。

対象経費

- ①住居の借上費(上限額:月額5万円)
- ②活動車両の借上費(上限額:月額1万5,000円)
- ③活動車両に係る燃料費(上限額:月額5,000円)
- ④関係者間の調整、SNS 活用に関する通信費(上限額:月額1万円)
- ⑤その他(道具、消耗品費、イベント開催費等)

対象外経費

- ①公租公課費(対象経費の消費税分は除く。)
- ②報償費(講演登壇等の謝金を除く。)
- ③旅費(講演登壇等の費用弁償及び隊員の活動に係る旅費を除く)
- ④食糧費
- ⑤交際費
- ⑥その他、町長が不適當と認める経費

(6)副業・兼業

町とあらかじめ協議の上、ビジネススキルの維持・向上や委託業務の成果拡充につながり、活動の妨げにならない範囲で認めるものとします。

4 待遇及び福利厚生

- (1)鳩山町との雇用契約はないため、健康保険、年金、障害・損害保険にはご自身で加入してください。
- (2)活動に使用するパソコン、印刷機及び通勤に要する自家用車についてはご自身で用意してください。
- (3)生活用備品や住居の光熱水費等はご自身で負担してください。
- (4)その他活動に必要なものは、予算の範囲内で町が負担します。
- (5)引越し等に係る経費はご自身で負担してください。
- (6)委嘱日及び委託開始日は、相談に応じます。

5 選考方法

(1)第一次選考

書類審査の上、応募者全員に文書で結果を通知します。

(2)第二次選考

第一次選考合格者を対象に、鳩山町役場またはオンラインにて面接による第二次審査を行います。

日時等詳細については、第一次選考結果通知の際にお知らせします。

(3)最終結果

第二次選考終了後、合否を速やかに対象者に通知します。

※応募に係る経費(書類作成費、交通費など)は、全て応募者の負担とします。

6 応募方法

(1)応募受付期限

令和8年8月21日(金)まで

(2)提出書類

①鳩山町地域おこし協力隊応募用紙

②住民票の写し

※提出いただいた書類は返却いたしません。

(3)提出方法

①持参の場合

応募受付期間内に鳩山町役場2階 政策財政課まで提出書類を持参してください。

(受付時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間)

②郵送の場合

応募受付期間内に下記へ提出書類を送付してください。(当日消印有効)

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16

鳩山町役場 政策財政課 政策・広報・DX推進担当 宛

7 その他・問い合わせ

不明な点や質問については、下記へお問い合わせください。なお、ご応募いただいた内容について連絡させていただくこともありますので、ご了承ください。

【問合せ先】

〒350-0392

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 184-16

鳩山町役場 政策財政課 政策・広報・DX推進担当

電 話:049-296-1212(直通)

メール:h220@town.hatoyama.lg.jp